

(論点1) 難病に係る医療提供体制を考える上での特性について

- ・一般的な医療提供体制に加えて、難病の特性に応じて特別の配慮が必要な点はどういうものが挙げられるのか。また、その際に必要な体制はどのようなものか。

(例1) 極めて希少な神経疾患の患者が診断に至るまでの院内/院外の医療連携体制の在り方(より専門性の高い施設への患者紹介や検査依頼等)

(例2) 神経疾患を疑われた患者が、最終的に他診療科の疾患と診断される場合の院内/院外の医療連携体制の在り方(複数診療科が参加する症例カンファレンスの実施等)

(例3) 診断が確定した患者に対して、できるだけ身近な医療機関で適切な治療を行うための医療連携体制の在り方(地域連携クリニカルパスの作成やレスパイト等のための病床の確保等)

医療提供体制に係る論点メモ②

(論点2) 医療提供体制において各医療機関が重点を置くべきポイントについて

- ・難病の特性に応じた適切な医療を提供するうえで、かかりつけ医、難病医療地域基幹病院(仮称)、新・難病医療拠点病院(総合型)(仮称)、新・難病医療拠点病院(領域型)(仮称)、難病医療支援ネットワークについて、整理すべき論点は何か。

(論点3) 医療スタッフのスキルアップに向けた取り組みについて

- ・各医療機関が論点2で求められる役割を果たし、難病に関する適切な診断、治療、院内他科紹介、他医療機関紹介、患者支援が行えるよう、難病医療に携わる医療スタッフに対し、どのようなスキルが求められるか、またそのスキル取得に向けてどのような学習の機会が必要か。

(論点4) その他

- ・その他、医療提供体制を整備するうえで、どのような取り組みが求められるか。